

YA21623

年度	配当	区分	科目名	担当教員	回数	単位
2021	前期	発展	国税通則法	伊東博之	8	1

## 授業の目的

国税通則法は昭和 37 年の法制定以来 50 年ぶりに大幅な見直しが平成 23 年に行われた。すなわち、更正の請求期間の拡大、青色申告以外の更正処分への理由附記の義務付け、税務調査の手続の明確化等がその内容であるが、その後も不服申立制度の改正、犯則取締法の通則法への移行等個別租税法からの集約化が進んでいる。個別租税法の理解を容易にするために基本法・一般法である国税通則法を理解することが重要である。

## 授業の到達目標

国税についての基本的かつ共通的な事項である納税義務の確定時期や納税義務の履行の延長手続等のほか、税務調査の手続、納税者救済制度等を定めた国税通則法の基礎を理解する。

## 履修条件

税法の基本法であるが税理士試験の科目にないこともあって、疎かになり勝ちな納税者の権利救済や税務調査の手続等の納税環境の整備に関する事項について、租税実体法同様の関心を持っていること。

## 授業計画

回	授業内容	日程
1	【通則の制定、期間及び期限、書類の送達・提出、納税地】 通則法の目的、期間の計算、期限の意義、書類の送達・提出等、手続規定のなかでも基本となるべき事項について理解する。	4月4日(日) ②11:10-12:40
2	【納税義務の成立、納付税額の確定、申告納税方式における確定（更正・決定等）、賦課課税方式における確定、納付義務の承継、納税義務の消滅】 納税義務の成立及び確定におけるその意義・時期・効果等を理解する。併せて申告納税方式における申告内容の変更である更正・決定又は更正の請求について裁判例を通じて理解する。また、納付義務の承継や納税義務の消滅についても確認する。	4月11日(日) ②11:10-12:40
3	【国税の納付（延滞税、利子税）・徴収・納税証明書、納税の猶予・担保】 国税の納付の種類納税猶予を受けられる事由、期間及び猶予に伴う担保の提供等を理解する。遅延損害金又は遅延利息として納付する延滞税、延納・物納等の場合に納付を求められる利子税についての賦課要件等を学習する。	4月18日(日) ②11:10-12:40
4	【国税の還付・還付加算金、加算税（過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税）】 還付金と過誤納金との差異、充当の要件等を理解する。実務上最も接する機会の多い行政制裁とされる過少申告加算税、無申告加算税及び不納付加算税について、重課される場合や正当な理由があると認められる場合等について検討する。	4月25日(日) ②11:10-12:40
5	【加算税（重加算税）、国税の処分等の期間制限】 前回学習した各加算税に係る重加算税の賦課要件である隠ぺい又は仮装の意義、故意性の要否について理解する。併せて、期間制限の例外が適用される要件である偽りその他不正の行為との関係等について比較研究する。国税の処分である更正・決定・徴収などの期間制限について学習する	5月9日(日) ②11:10-12:40
6	【国税の調査（質問検査権の行使・事前手続・終了手続・協力要請）】 租税徴収権の担保である質問検査権については、過去違憲訴訟が多数提起された経緯があるが、税務調査の意義、受忍義務、手続の違法と処分の効力等について研究する。平成 23 年改正後の手続関係について理解する。	5月16日(日) ②11:10-12:40
7	【行政手続法と国税通則法との関係（理由附記）】 国税の手続関係は、そのほとんどが反復継続性、大量性ゆえに行政手続法の適用除外とされていたが、徐々に適用除外の範囲が縮小されつつある。その一つに不利益処分等における理由附記がある。その意義とその必要性、附記の程度の充足性等を学習する。	5月23日(日) ②11:10-12:40
8	【不服審査、訴訟、雑則、罰則（守秘義務違反）・犯則事件の調査等】 納税者の権利救済の途を拓く不服申立制度について、行政手続法との関係を踏まえてその位置付けを理解するとともに、第三者的機関といわれる国税不服審判所の組織・機能を理解する。納税者の権利救済のための民事訴訟（一部悪質納税者の刑事訴訟を含む）について理解する。その他、国税職員に課せられた守秘義務について判例を通じて理解する。	5月30日(日) ②11:10-12:40

9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
試験	レポート	

## 使用教科書／評価方法等

教科書	(特に使用せず、レジユメを配付する。)
参考書	租税法(第23版)』金子宏著 弘文堂 2019年(新版発刊されればそれによる) 租税判例百選第6版(別冊ジュリストNo.228) 有斐閣
評価方法	課題レポート70%、出席を含む授業への貢献度など30% 出題意図の核心に触れていないもの(何が求められているかを理解しないもの)はいかに長文であっても評価しない。的確かつ簡潔に過不足のない内容を評価する。他の論稿の写しは全く評価しない。
その他	8回の講義で国税通則法の内容を網羅的に取り上げることはできないので、適宜項目のみの紹介で割愛することが多いことを承知おかれたい。講義の内容は進度などに応じて変わることがある。